

平成19年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成19年9月26日

午前9時45分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	健康推進課長	植村俊彦
環境対策課長	乾善亮	住民課長	清水昭雄

都市建設部長	藤本宗司	建設課長	加藤保幸
観光産業課長	佃田真規	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	清水修一	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	植嶋滋継		

1, 議事日程

- 日程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日程 3. 総務常任委員長報告について
- 日程 4. 予算常任委員長報告について
- 日程 5. 決算審査特別委員長報告について
- 日程 6. 各常任委員会の先進地視察について
- 日程 7. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程 8. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第 7号 割賦販売法の改正を求める意見書について
- 追加日程 2. 発議第 8号 後期高齢者医療制度実施についての意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時45分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯高昭二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、9月14日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果について報告をいたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります、議案第38号 三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについて、議案第39号 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについて、議案第40号 斑鳩町公共下水道施設を平群町住民の利用に供することについての3議案は、相互に関係することから一括議題とし、理事者より説明を受けました。

初めに、議案第38号について、行政区域界周辺の地形的な条件により、三郷町公共下水道を本町住民が使用することから、地方自治法の規定に基づき、三郷町と施設の利用及び維持管理に関して協議を行い、行政区域界に設置されたそれぞれの公共下水道施設を相互に有効に利用することにより、無駄なくスムーズな整備拡大をし、公共下水道への接続促進を図る。

また、議案第39号、議案第40号においては、斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民、あるいは平群町住民が使用することから、さきに述べましたように、地方自治法の規定に基づき公共下水道への接続促進を図るとの説明がありました。

これに対して委員からは、下水道施設の維持管理に関する経費の負担について、斑鳩町の住民が平群町あるいは三郷町の行政区域界を越えて利用する場合、それぞれの町の施設が傷んだとか修理が必要となった場合、斑鳩町は相手の行政に対しての負担をどのように考えているのかとの質疑に対し、理事者からは、維持管理については、その都度

協議する部分がありますが、瑕疵の度合いによってその負担割合が変わってくるとの答弁がありました。また、三郷町と平群町の相互利用する中において両町の下水道の促進状況についての質疑があり、理事者より、龍田西3丁目、夕陽ヶ丘地区については整備完了しており、供用開始出来る。平群町については、これから整備にかかる状況となっているとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第8号 町道認定及び路線変更についてを議題とし、理事者の説明を受けました。その内容は、認定に付すべき路線、整理番号1から8の路線、変更する路線、整理番号9、10の路線についての説明がありました。

委員より、西公民館前の町道における幅員とL型側溝との関係について、なぜ4メートル道路として設計されなかったのかとの質疑があり、理事者より、基本的には、町が整備するのは4メートルで、その後、転用時に道路排水の処理をする場合、L型側溝が使用され、有効幅員が4メートルを切るような状況となり、そこで低いL型側溝を設置することにより、幅員として4メートルを確保することが出来たとの説明がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについて審査をいたしました。

初めに、1、公共下水道事業について、理事者に報告を求めたところ、現在、発注している公共下水道工事の進捗状況について、龍田西污水幹線工事及び神南污水幹線工事の進捗率30%で立坑も仕上がり、シールド作業の準備が進められている。次に、龍田西3丁目地内西の山地区及び夕陽ヶ丘地区で施工している1工区-1工事から7工事については、進捗率40%。また、本年5月に入札を執行いたしました小吉田1丁目、法隆寺1丁目、五百井1丁目、興留1丁目の工事については、それぞれ進捗率60%で、それぞれ管渠埋設工事を行っている。次に、龍田西3丁目、6丁目地内の工事については、家屋事前調査及び地下埋設調査等の準備作業を終え、現在進捗率15%となっている。また、興留7丁目JR線沿いの工事につきましては、8月末に完了いたしました。現在着工している各工事については、すべて順調に進められている。また、続いて新たに発注を進める6カ所の工事について、入札を執行し、年度内に完了をしていく予定と

の報告がありました。

次に、公共下水道接続申請状況は、平成19年9月6日現在で、確認申請受付件数が1,404件、検査済み件数が1,367件、また融資あっせん利用件数が26件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数が16件となっている。

次に、先般委員の方から質疑があった「排水設備指定工事店制度と独占禁止法の関係について」、理事者の方から、公正取引委員会近畿中国四国事務所において確認をしたことについて説明がありました。公共下水道へ接続するための排水設備工事に指定工事制度を用いることについては、下水道条例及び排水設備指定工事店等に関する規則において、公に要件を定めていることに加え、住民を保護する立場、また行政指導を行える体制から、最低限の資格要件を整えている。そのようなことから、価格設定や特殊製品の指定等は一切行っておらず、競争阻害を誘発する行為に当たらないことから、独占禁止法には抵触しないという回答をいただいたとの報告がありました。

委員より、委員会に添付されている公共下水道工事箇所図に、工区数と進捗率を明記するよう要望がありました。

本件については、委員会として説明を受け了承することといたしました。

次に、2、都市計画道路の整備促進に関することについて、主にいかるがパークウェイについては、稲葉車瀬区間においては、工事着手に向けての準備として、当該区間において埋蔵文化財の発掘調査が7月末より実施されており、現在も引き続き実施されている。また、竜田川に架かる岩瀬橋の橋梁下部工の工事が現在発注されており、工期は平成19年9月13日から平成21年3月10日までとなっている。

工事概要いたしまして、竜田川両岸に橋台を2基、川の中ほどに橋脚を1基を設置する工事で、施工順序といたしまして、まず三室地区側の橋台と河川中ほどの橋脚の2基を、今年度の渇水期、11月から来年の5月までに施工。稲葉車瀬側の橋台については、来年度の渇水期、11月から最終工期3月10日の渇水期の中で施工される。

今後、国では、請負業者と施工計画等を協議する中、町としての考えや地域の関係者の方のご意見をお聞きしながら施工計画を整理し、10月ごろ地元の方へ工事の説明会を実施。

また、去る9月12日、いかるがパークウェイ推進協議会を開催し、その中で、交通安全対策、西小学校への通学路の安全等についてのご意見があり、十分配慮して施工計画をまとめ、安全に工事を進めるとの報告があり、委員からは、何点か質疑がありまし

た。

1点目は、橋梁の路面勾配と凍結によるスリップの問題はないのかとの質疑に対し、理事者より、橋梁の計画勾配は2.5%の勾配で、道路構造令では緩和勾配で、特に急な勾配ではない。路面の凍結については、例えば状況により凍結防止剤をばらまくなどその時点で対応する。

2点目は、稲葉車瀬方面への右折レーン及び信号の設置についての質疑に対し、理事者より、稲葉車瀬側の橋の両側の交差点が余りにも近く、右折レーンの確保が難しいことから、信号はつかない。また、右折については構造的に取れないということで、現在、公安委員会と協議されている。

3点目は、橋の車道と歩道の落差、また高さはバリアフリーになっているのかとの質疑に対し、理事者より、交差点における歩道と車道の高低差についてはバリアフリーの規定に基づいた設計になっている。

4点目は、橋の景観についての質疑に対し、理事者より、現在国の方でイメージパースを作成しながら検討している。また、パークウェイ推進協議会と協議しながら全体のイメージを決めてまいりたいとの答弁がありました。

本件については、委員会として説明を受け了承することといたしました。

次に、3、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについては、去る9月12日に執行した駅南口広場シェルター設置工事では、工期が平成19年9月13日から平成20年1月25日までとなっている。工事概要は、シェルターの設置延長は71.54メートル。東側のバス乗降場所からタクシー乗り場を含めエレベーター乗り場付近にかけて設置。また、照明機器については、ブラケット型照明をシェルターの支柱に取り付ける。

次に、その他の路線の状況については、現在工事を実施している駅北口の4-1号線は、一方通行等交通規制について西和警察とも現地立ち会いを行い、規制標識の設置場所を確認したところとの報告があり、委員より、(仮称)法隆寺駅前線2号線についての進捗と地権者への説明についての質疑に対し、理事者から、現在1号線、2号線をあわせて測量委託業務を行っている。近々、計画線が入った図面が届き、その後水利の関係者と協議し、各土地の丈量図を作成の後、各地権者に詳しく説明をさせていただくとの答弁があり、本件については、委員会として説明を受け了承することといたしました。

以上、継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告について。

まず初めに、（１）平成１９年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について説明があり、委員より質疑をお受けしたところ、質疑もなく、本件については報告を受けたということで終わりました。

次に、（２）平成１９年８月２９日・３０日における大雨の状況について説明がありました。その内容は、８月２９日午前８時３７分、奈良県北西部に大雨洪水警報が発令。午後２時５分に解除。被害状況は、法隆寺南１丁目地内、興留３・５・７丁目地内等で水路が溢水したため土のうで対応。８月３０日、警報は発令されていませんが、法隆寺南１丁目地内、法隆寺北１丁目、興留５丁目・７丁目地内等で水路が溢水し、１２戸の住宅と倉庫が床下浸水。土のうを積み対応。また、竜田川岩瀬橋の上流部分で１カ所法面が崩れ、土のう、ブルーシート等で応急処置をしたとの報告がありました。

委員より、河川の抜本的な対策を進める中、三代川改修の早期実現に向け、地権者と交渉し進めるよう要望がありました。また、竜田川の法面復旧についての質疑があり、橋梁部分の工事を進める中で、その状況を見ながら復旧していくとの答弁がありました。

次に、（３）遊休農地解消に向けた「実証展示圃」の現地見学について報告がありました。その内容は、都市化の進展や農業者の高齢化、また担い手不足などにより遊休農地が拡大し、住環境や景観、治水に対する影響が懸念される中、農地の健全な保全、景観形成、地域特産品づくりなど多面的な農地活用を実現するため、農業委員会が中心となり、平成１８年度より遊休農地の解消施策の検討とソバと菜の花の実証展示圃の設置を行い、遊休農地の解消に向けての取り組みを行っているとの報告がありました。

委員より、遊休農地でソバをつくるアイデアもいいが、斑鳩の地に合った、歴史的に斑鳩でつくられていた作物について研究されているのかとの質疑があり、今のところ景観等を考えソバと菜の花で取り組んでおり、斑鳩特有の産物については今のところ考えていない。委員より、ソバ以外に斑鳩の歴史につながるようなものをつくることで町おこしのきっかけになると考えますので、検討していただきたいとの要望がありました。

次に、（４）ＪＲ西日本における斑鳩の里のＰＲについて報告がありました。その内容は、ＪＲ西日本では、沿線スケッチ「里の四季」と題して、各地域の里の広告をＪＲ西日本の列車内に掲載しており、今回、斑鳩の里が紹介されるようになりました。期間は、来月、１０月中の１カ月間で、秋の斑鳩の里を訪れる観光客の呼び込み効果が期待されるとの報告がありました。

委員より、法隆寺以外の三井の法輪寺方面の宣伝についてどう考えているのかとの質疑があり、理事者より、斑鳩の里に法隆寺、法起寺、法輪寺、あるいは中宮寺等があり、その中で法隆寺が一番イメージが強いことから、以前に駐車場構想として法輪寺への車のアクセスを考えたこともあります。今、観光の問題についてセミナーが開催されており、その中で聖徳太子・法隆寺を忘れて、法隆寺以外で年間50万ぐらいの客をとれるような体制は出来ないのかと指摘されていますように、今後、観光資源を連動していける観光の環境づくりが大事であると考えている。

委員より、「斑鳩の水」について、大変な宣伝効果になっている。今後も、多方面に売り出し、もっと斑鳩町を宣伝するようにとの意見がありました。また、「斑鳩の水」について、実際購入されている方はどのような方なのかとの質疑があり、理事者より、町の公共施設、町民の皆様方をはじめ関係者の方々に積極的に声をかけ販売している。また、商工祭りでの展示販売、水に携わっている業者、また中央公民館、いかるがホール等で販売する中、好評をいただいている。

委員より、町の関係者の中で、一方では建設業者の方に割り当てで売られたと聞いている。「斑鳩の水」を60周年でつくったという趣旨に合わないように思う。建設関係で何ケース買われたのかとの質疑があり、約4,000本ぐらいとの答弁がありました。

以上、各課報告事項については、報告を受けたということで終わりました。

次に、先進地視察について報告をいたします。

先進地視察については、さきの委員会終了後にご相談をいたしまして、委員から、景観行政、都市基盤整備、また観光行政、緑と環境のまちづくりなどのご希望をお聞きし、副委員長とも相談をさせていただき、出来るだけ委員皆様のご希望に沿えるような視察先を検討いたしました。その結果、岡山県早島町と鳥取県倉吉市を選ばせていただきました。双方とも景観条例を制定され、市、市民、事業者が一体となり、景観の保全、活用、創造に努められているところから、10月23日・24日にわたり視察を実施したいとの報告をいたしました。

委員から、視察に行く以上、当町の事情をそれぞれ議員が把握し臨むべきで、そのために事前の研修の機会を持ってほしいとの意見があり、その意向を踏まえて研修をし、視察に臨んでまいりたいと思います。

以上の内容で、議長に先進地視察計画書のとおり手続をとっていただきますようお願いいたしました。

最後に、当委員会として、都市基盤整備事業に関することについて及び委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し議長に申し入れております。

以上が、開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る9月18日火曜日、全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、ご報告いたします。

まず、1、本会議からの付託議案についてを議題といたしました。

議案第31号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、要旨に基づき担当課長より説明を受けた後、委員より質疑意見を求めたところ、広域入所の実態と費用負担について、平成18年度では、斑鳩町の方が他の地域へ行っておられるのが88人、また他から受け入れているのが22人となっており、保育料は、保護者からの徴収はそれぞれの市町村の保育料で、他の市町村にある保育所には、国の基準額に基づいて委託料を支払うというふうに答弁がされております。

保護者や関係者の意見などは反映されているのか、また保育所運営委員会の開催についての質疑がされ、年1回の保育所運営委員会が今年はまだ開かれていないこと、特に保護者からの意見を聴取していないことなどが答弁されました。

また、こんな社会情勢の中で、わざわざ値上げ幅を少なくしてわずか27万2,000円の増収を図るのはなぜかという質疑に対して、国の基準表が改正されても2年間据え置いてきたので、次に値上げする時に幅が大きくならないように今回値上げに踏み切ったと答弁されています。

そのほかにも、保育所運営委員会のあり方について、また国の基準表が毎年値上げされていることや、福祉の分野でも応益負担と言われ、児童福祉でも応能負担が崩れていることなどが問題であること、また待機者はいないというが、需要がふえてきているの

ではないか、定数は大丈夫か、また保育料の滞納の状況について、さらに斑鳩町らしいさらなるサービスの展開など、質疑意見が出されて一定の答弁がされています。

本件につきましては、討論の申し出があり、討論を行いました。

初めに、可決することに反対の委員より、少子化対策、若い夫婦が安心して子育て出来るように、27万2,000円と町にとってわずかな増収となる値上げはせず、各種団体の補助金、ハコモノ建設など公金の使い方を見直すべきであるという意見が示されました。

次に、可決することに賛成の委員より、これまで女性の社会進出、核家族化に対応するために努めてこられ、今回の値上げも2年間据え置き、上げ幅も国の基準の半額というところからやむを得ないと考えるという意見が示されました。

その後、挙手により表決を行った結果、議案第31号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、2つ目といたしまして、継続審査案件について議題とし、(仮称)総合福祉会館の整備運営に関することについて、担当の福祉課長から、9月10日現在、工事の進捗率は、建築で7%、全体では5%となっている。また、運営にかかわる条例などについては、11月の委員会にたたき台をお示しさせていただきたいとの報告を受け、委員より、質疑意見を受けたところ、いきいきの里債では、目的が総合福祉会館となっており、イメージ図が掲載されていたが、これまで問題となっている敷地のコの字型が隠されているのではないかという意見を町民からいただいているという質疑に対して、あくまでもイメージ図で、上空から見てあらわしたものでなく、正面から見たものになっているので、そこまではあらわれていないのであって、意図的なものではないというふうに答弁をされ、一定の審査をして終わりました。

次に、3つ目といたしまして、各課報告事項についてを議題とし、後期高齢者医療等の事務スケジュールについて、担当の健康推進課長から資料に基づいて、今年9月から来年4月までの広域連合が進める予定と、それにあわせて国民健康保険にかかわる改正に向けてのタイムスケジュールの説明を受けました。

委員より、国民健康保険の保険証は世帯で1枚だが、後期高齢者医療では、保険証は個人カードとなる。保険証送付は自治体の事務として行うが、配達証明の郵便は1件290円となり、個別に送付することは、これまで以上に経費がかかることになる。世帯ごとに扱うことは出来ないのか。また、国民健康保険証の個別のカード化について、こ

の際その実施は出来ないのか。また、新しいこの制度について、高齢者への周知についてどのように考えているのかなどの質疑意見があり、理事者より、広域連合への要望と共に積極的な対応をすることなどが答弁されています。

その他につきまして、委員より質疑意見をお聞きしましたところ、1つとして、産業廃棄物処理業者の問題について、幸前の生コン会社のあと、産業廃棄物を扱う業者が自治会の同意を取りに来ているが、またその業者が勝手に町道を割ったりしているのに町は何もしないのかというのに対しまして、無断でやったのなら、厳重注意をきちんとし町から指導します。また、産業廃棄物の問題については、地元自治会の態度が重要で、以前にもこういう問題はあったが、結局地元自治会が判こを押さなかったので実現出来なくなった。これまで自治会からは何も相談を受けていなかったもので、今後は相談をしていきたいというふうに答弁がされております。

また、いよいよテレビの地上波デジタルが2011年と近付いてきたが、不法投棄対策と、またその間の家電リサイクル法の改正の動向についてなどの質疑が出され、一定の答弁がされました。

以上で、その他についても終わりました。

なお、継続審査案件にかかわりまして、前回は行った現地調査について、非常に有効で、委員皆さんが、近隣の自治体の状況全体についてもよくわかってよかった、出来たらまた同じような調査をしたいという要望があり、さらに近隣自治体で総合福祉会館のあるところに調査に行くことにし、10月中旬を予定として交渉することといたしました。委員会として、住民皆さんのための運営がされるように、運営方法を含めさらに調査を進めていきたいと考えています。相手のあることですので、交渉が調い次第皆さんにご連絡をし、希望があれば、前回同様委員以外の参加もしていただけるように手続を申し出ています。

最後に、これらの問題がございますので、引き続き当委員会として、総合福祉会館の整備運営について、継続審査案件としての手続を議長に申し出ていますことを申し上げまして、私の厚生常任委員会の報告とさせていただきます。なお、詳細につきましては、会議録をご覧いただければ幸いです。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。9番、中西委員長。

○総務常任委員長（中西和夫君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてのご報

告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、9月19日午前9時より、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります議案第29号 斑鳩町公告式条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、JR法隆寺駅前広場整備事業に伴い、斑鳩町公告板の一部を移動することから、公告板の設置場所を規定する別表の一部を改正するものとの説明を受けました。

委員より質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、郵政民営化の関係法が平成19年10月1日に施行され、郵便貯金の新規取り扱いが廃止されることから、条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

委員より質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 平成19年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結についてを議題とし、理事者より、契約金額7,192万5,000円で、株式会社中谷組、代表取締役 中谷保子と契約を行うものとの説明を受けました。

委員から、18年度、19年度と継続で工事を行っているが、20年度はどれぐらいかかるのかとの質疑があり、理事者から、年度内に工事を完了するため二次要望をしていたところ、内定をいただき、約900万円で完成するとの答弁がなされております。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第37号 斑鳩町土地開発公社定款の一部を変更する定款についてを議題とし、理事者より、郵政民営化の関係法が平成19年10月1日に施行され、郵便貯金の新規取り扱いが廃止されることから、定款の一部を変更するものとの説明を受けました。

委員より質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審査案件の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者より、史跡藤ノ木古墳の整備については、9月26日の議決を得た後、本契約を締結し整備を進めてまいりたい。また、追加要望していた説明板設置工事等の事業については、文化庁より採択の内示を受けた。

次に、史跡中宮寺跡の整備については、地形測量等の計画をしており、補助金の交付決定通知があり次第着手する。

次に、文化財活用センターについては、斑鳩の歴史・文化や藤ノ木古墳を紹介する映像作成等の委託業務を発注した。

そして、（仮称）文化財活用センターの整備事業について、文化庁と国宝の里帰り展示に向けた協議を行った結果、映像ホールと共用していた展示室への通路を管理専用通路として分離する。そして、国宝展示に伴う博物館相当の条件整備として、展示室と特別収蔵庫での恒温・恒湿型空調設備や、展示ケース内における地震に対する免震台や、特別収蔵庫設置に伴う前室の設置、ハロンガスによる消火設備等により、約1億1,000万円の増額となるとの説明を受けました。

委員から、変更内容及び建物整備費の内容を詳しく説明してほしいとの質疑があり、理事者より一定の説明がありましたが、詳細については次回の委員会で提出するとの答弁がありました。その他、里帰りの日数について、また入場者数はどれぐらい考えているのか等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

また、史跡中宮寺跡の整備方針について質疑があり、理事者より、敷地中央部で金堂の土台の復元を行い、周囲については芝生の緑地として整備し、県道際等については築地塀の復元を低木の植栽で行い、今後予定している発掘調査により出てきた遺構についてどのように整備していくか検討をし、より多くの人が集まってもらえるような整備を目指しているとの答弁がありました。

次に、各課報告事項として、議案第32号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会に属するものについて報告がありました。

次に、第3次斑鳩町行政改革実施計画（後期計画）について理事者より報告があり、第3次斑鳩町行政改革実施計画（後期計画）については、前期計画の実施状況を勘案しながら国の集中改革プランにも対応した、平成22年までの実施計画を新たに作成した計画となっている。

前期計画からの主な変更点や追加の項目としては、公共下水道の水洗化の促進、土地

開発公社の経営の健全化、公会計に発生主義の活用、随意契約の適正化、包括的民間委託の検討、市場化テストの研究等であるとの説明がありました。

委員より、前期計画における進捗状況についておくれが見られた取り組みについては、重点的に推進していくとあるが取り組み課題のどれに当たるのか、また重点的に推進していくとあるがどのように推進していくのかとの質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

次に、平成19年8月29日・30日における大雨の状況について、理事者より、その日の被害状況と降雨量及び対応等について報告がありました。

次に、町民プールの利用状況について、理事者より、プールの安全管理及び入場者数等について報告がありました。

次に、その他として、町広報のポスティングの経緯と現状についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

最後に、当委員会として、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、及び委員会条例第2条第1項第1号に定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。

また、閉会中の所管事務調査として、先進地視察を実施することとし、計画書を議長あてに提出いたしております。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります審査と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いを申し上げます。

以上で、総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程4、予算常任委員長報告について、予算常任委員長の審査結果報告を求めます。14番、木澤委員長。

○予算常任委員長（木澤正男君） それでは、予算常任委員会の審査結果について報告をいたします。

予算常任委員会は、本会議から付託されました議案等の審査を行うため、9月20日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の概要について報告いたします。

まず初めに、付託議案として本会議から付託を受けました議案第32号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）については、歳入歳出予算の総額に5,416万

3, 000円の追加を行うというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、総合福祉会館建設事業債1, 240万円の内訳について、町内企業からの寄附金について、学校給食調理・洗浄業務の委託について質疑があり、理事者からは、総合福祉会館建設事業債については、当初予算では、事務費分に係る町債の借り入れを最小限度にしか見積もっていなかったが、事業費が固まったことから、全体事業費の2.75%の事務費を算入し、起債承認の申請を行い、同意予定額を確定した。なお、本町債は、旧地域総合整備事業債の継続分を活用しており、当年度、元利償還金の50%が普通交付税の基準財政需要額に交付税算入されるとの答弁がなされました。

また、町内企業からの寄附金については、町制60周年事業の寄附金として町内企業2社からいただいております、その趣旨がわかるように町制60周年記念事業を総括している企画費に特定財源として受け入れたとの答弁がなされました。

さらに、学校給食調理・洗浄業務委託については、当初、平成20年度は斑鳩東小学校で委託を行う計画であったが、臨時職員の急な退職があるなど人員確保が難しく、このままでは安定した給食提供に支障が生じることから、補正予算で町内の小中学校合わせて3校について対応することとした。なお、債務負担行為については、4月から業務が委託出来るようにするためのものであるとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に5, 358万5, 000円を減額するというもので、担当課長より説明を受け質疑をお受けしたところ、国保会計にかかわって、以前に改正された乳幼児医療費拡大に伴って、システム業務委託料が発生しているが、県からの補助金はどうなっているのかとの質疑があり、理事者からは、現在も県に対して補助金を要望しているところであるとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、地方債の充当率90%、単独事業費分95%であったのが、本年度からそれぞれ100%に変更されたことにより、歳入歳出の総額を変えることなく、地方債の増額補正とそれに伴う一般会計繰入金の減額補正を行うというもので、担当課長よ

り説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、総額は変えずに振り替えをするだけという解釈でいいのかという確認があり、理事者より、そうであるとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に3,337万3,000円を追加するというもので、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、現在の介護保険給付準備基金積立金の金額は幾らか、またその基金の目的について質疑があり、理事者より平成18年度末の基金残高は3,523万5,116円であり、今回2,329万6,000円積み立てをするので、現在高は5,853万1,116円になる。また、基金の目的については、予定より給付費が多くなったり少なくなったりした場合に備えて設置されているものである。また、保険料の設定について、3年間の事業計画を立て、3年間で保険料がプラスマイナスゼロになるように設定していることから、事業計画の1年目については歳入が多くなり、余剰金が出てくるので、その分を積み立てる。また、事業計画の3年目には、歳入より歳出の方が多くなるので、不足分を積立金から補うというものであるとの答弁がなされました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、その他についてお聞きしたところ、委員より、以前にもお聞きしたが、予算常任委員会で、その他のところで、どういったところまで質疑していいのかわかりづらいので、明確なラインを決めてはどうか。提案として、「当委員会に付託された案件等に関してのその他について」としてはどうかとの意見が出され、予算常任委員会として、今後、委員の皆さんからも意見を聞かせていただく中で、経過を見ながら今後の方針について検討させていただくということにいたしました。

また、観月祭について、担当の常任委員会でも報告があったが、予算常任委員会として、予算の面、数字の面から執行状況の把握をしたい。また、当初予算の際に小学生への取り組みについて議論があったが、今回観月祭を行うにあたっての町の考え方について質疑があり、理事者より、予算は350万円である。チケットの販売が100万円であっても赤字になるので、出来るだけ赤字にならないよう努力していきたい。チケット

販売も9月20日の時点で800枚くらいであるので、残り200枚も出来るだけ販売していきたい。また、小学生については、やはり保護者の方と一緒に来ていただけるようにしてもらっている。能は、演じる方も見る方も心得が必要であるので、子どもさんだけが来て走り回ったりということのないようにしているが、総合学習でも能をやっているので、出来るだけ小学生の児童にも関心を持って見ていただきたいという答弁がなされました。

また、委員より、公共下水道、流域下水道の事業債について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

以上が、開会中における当委員会の審査の主な概要であります。詳細については、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いいたしまして報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程5、決算審査特別委員長報告について、決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。13番、里川委員長。

○決算審査特別委員長（里川宜志子君） それでは、決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

去る9月10日、11日、13日の3日間にわたり、全委員出席のもと、本会議より付託を受けました平成18年度斑鳩町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の認定のため審査を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、審査の方法について委員に図り、その順序に従い審査をいたしました。

最初に、代表監査委員からの決算審査意見書に基づく詳細な報告を受けた後、委員より質疑を受けたところ、1つとして、公共下水道事業の落札率の高さ、地元業者の育成の考え方、2つとして、累積する赤字の解消について、3つとして、大型公共事業と基金の関係についてなどの質疑がありましたが、代表監査委員さんより、あくまでも監査をする立場からの見解として、不法、不当なことがなく適正であるか、効率的に有効な手段が使われているかという視点を持っておりますが、特に入札については、需要と供給、市場と価格などの関係もあるので、そのバランスによって落札率にも影響が出てくることもあるだろうなどという一定の見解が示されました。

ここからは、順次資料に基づきまして理事者からの説明を受けて後に審査をしてまいりましたが、初日に町長の提出議案説明を受け、また膨大な資料の提出を受けておりますので、説明につきましましては省略をさせていただきますので、ご理解いただきますよう

最初にお願いをしておきます。

続きまして、一般会計及び5特別会計決算の概要について、会計管理者より資料に基づき説明を受け、委員に質疑を求めましたが、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、認定第2号 平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、各款ごとに審査をすることとし、まず第1款議会費について、主要な施策の成果報告書に基づき議会事務局長より説明を受け、委員より質疑を受けましたが、特段のものはございませんでした。

続きまして、第2款総務費について、同じく資料に基づき総務部長より説明を受け、委員より、1、無料法律相談は、1人20分というのは短か過ぎるのではないかと、2、自治会連合会にお願いしていた広報の配布をシルバー人材センターに委託した効果や問題点について、3、人事評価システムが不用額になっていることについて、4、セミナーや研修会の講師料が上がっているが、内容の充実を図り多くの参加があるよう努めるべき、5、自治会未加入者の対策について、6、附属機関の委員の選任は要綱に基づいたものとなっているのか、7、郡の町村会の費用の内訳について、8、郵便局での住民票、印鑑証明などの交付が減少してきているが、今後の動向をどう見ているのか、9、郵政民営化に伴い交付サービスに新たな問題はないのか、10、自治会連合会の役員選出方法や任期についてなどの質疑意見がありました。

続いて、第3款民生費について、資料に基づき住民生活部長から説明を受けた後、委員より、1、国民年金事務費の町負担と国負担の関係について、2、老人憩の家の開館日数が西と東が違うのはなぜか、3、障害福祉費で3,400万円の大きな不用額が出ていることについて、4、障害者の相談事業の内容について、5、緊急通報装置の利用について、また一人暮らしのお年寄りは何件あるのか、6、いきいきの里の入浴の使用料が減少している原因はどこにあるのか、7、総合福祉会館のプロポーザル方式の設計業者の選定にかかわって審査会のメンバーなどについて、8、母子医療費助成は、父子家庭にも適用すべきではないか、9、災害などの要援護者の対策についてなどの質疑意見がありました。

続いて、第4款衛生費について、資料に基づき住民生活部長から説明を受けた後、委員より、1、事業系ごみの処理の不徹底について、2、廃油のリサイクルについて、3、指定ごみ袋のあり方について、4、町内業者店舗のごみの処理の問題について、5、クリーンキャンペーンの取り組み方法について、6、餌を与える人がいる野良猫対策につ

いて、7、乳がん、子宮がんの検診は2年に1回となったのはなぜなのか、8、空き地などの草刈りについて、9、基本健康審査の結果、要医療が多過ぎるのではないか、対象者の実態はどうなっているのか、10、集団回収の助成金と古紙・繊維リサイクルモニター回収について、11、高齢者のインフルエンザ予防接種の単価の見直しについての質疑意見がありました。

続きまして、第5款農林水産業費について、資料に基づき都市建設部長から説明を受けた後、委員より、1、農業委員会の視察費の内訳について、2、いきいきファームの利用状況や実態について、3、遊休農地再生活動の実践について、4、里山林機能回復事業の内容と今後の計画について、5、後継者不足に悩みながらも地産地消を実践していくべきであるが、その実態について、6、北庄の竹林の小道の東側の進入口のところにある大きな小屋についてなどの質疑意見がありました。

続いて、第6款商工費について、資料に基づき都市建設部長から説明を受けた後、委員より、1、iセンターの委託料の増額と指定管理者制度の関係について、2、消費者相談日の設定とクーリングオフ8日間について、3、労働局が行う再就職支援セミナーに用いられるテキストの面接指導の問題点についてなどの質疑意見がありました。

続いて、第7款土木費について、資料に基づき都市建設部長から説明を受けた後、委員より、1、道路にせり出している竜田川沿いなどの草刈りについて、2、町営住宅の子どものいる家庭への支援や考慮について、3、橋梁の強度調査と竜田川公園内の橋の改善要望について、4、既存木造住宅耐震診断事業の補助を抽選としたことについて、5、県道高田斑鳩線のいかるがホール以北の大雨の時の排水について、以上の質疑意見がありました。

続いて、第8款消防費について、資料に基づき総務部長から説明を受けた後、委員より、1、避難所の耐震調査の実施状況について、2、避難所となっているところの浄水設備や自家発電などの能力に応じた防災マニュアルが作成されているのかどうかという質疑が行われました。

続いて、第9款教育費について、資料に基づき教育長から説明を受けた後、委員より、1、学校に設置されているAEDの休日の利用について、2、人権教育の自治会への職員を含め今後のあり方について、3、安田家古文書の解読方法などについて、4、公民館活動に積極的に参加してもらえるように啓発を、5、心の教室相談員実施内容や状況についてもっと知りたい、6、給食の臨時職員が集まらないというが、今後の自校方式、

センター方式等について、7、町民体育大会の時に、グラウンド周辺が危険ではないか、特に池の柵、山側の整備などを考えてはどうか、8、放送・視聴覚教育の研究大会が当町で行われることについてなどの質疑意見がありました。

続いて、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について、一括して資料に基づき総務部長から説明を受けた後、委員からは特段の質疑もなく、歳出に対する質疑を終結いたしました。

続いて、歳入全般について、資料に基づいて総務部長から説明を受けました。委員から、1、たばこ税の数字が余りにも大きい位できれいにゼロが続いているが、端数はどうなっているのか、2、基金の取り崩しをせずに努力してまいりますと言いながら取り崩しがふえていることについて、今後の取り崩しの考え方を明確にしてほしいなどの質疑がありました。

これらの質疑に対しましては、理事者からそれぞれ答弁がなされておりますが、細部につきましては、後刻まとめさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で一般会計の審査を終わりました。

次に、認定第3号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、住民生活部長より資料に基づいての説明の後、委員より、1、人間ドッグの受診には条件があるのか、あるのならどんな条件なのか、2、平成12年からスタートした介護保険の介護納付金で余計に累積赤字となっていることについて、3、他の健康保険の所得に対する保険料率との比較についてなどの質疑があり、一定の答弁がされ審査を終わりました。

次に、認定第4号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、資料に基づき住民生活部長から説明を受けましたが、委員から特段の質疑意見はなく審査を終わりました。

次に、認定第5号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、総務部長から資料に基づき説明を受けた後、委員より、1、水利を利用してしている状況と水利組合とのかかわりについて、2、歳出のみがずっと動いているが、歳入はそのまま、いずれ現金がなくなればどうなるのかなどの質疑意見がありました。それに対し一定の答弁がされ、審査を終わらせていただいております。

次に、認定第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、資料に基づき上下水道部長から説明を受けた後、委員より、1、水道加入負

担金の除外と言われるが、公共下水道事業についても合点がいかない。国庫補助、町債、一般財源を投入して行われる公共事業に、住民が一部負担をしなければならないのか疑問である。2、一戸建てとマンションの加入負担金の取り扱いの違いについて、3、10万円の加入負担金の積算根拠について、4、県下、また全国的には、加入負担金や使用料はどうなっているのか、5、都市計画税の投入の状況について、6、県が行う流域下水道の負担金の国・県・町のそれぞれの負担割合について、7、浄化槽のリサイクル補助の内容についてなどの質疑があり、一定の答弁がされ、審査を終えております。

次に、認定第7号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、資料に基づき住民生活部長から説明を受け、委員より、1、高額介護サービス給付費、特定入所者介護サービス費などが大きく件数がふえていることについて、2、高齢者一人暮らしと高齢者世帯に対しての配食サービスについて、3、制度改正による療養病床の影響、また動向について、4、要介護から要支援に介護度が変更となった人の利用状況について、5、地域包括支援センターの運営状況が、委託をしているが、議会では全くわからないことについてなどの質疑があり、一定の答弁がされ、審査を終えました。

ここで、取りまとめのために休憩とし、委員皆様と審査結果の取りまとめをさせていただいた後、再開をし、認定第2号から順次表決をしていくこととし、議事を進めさせていただきます。

まず、認定第2号 平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については討論となりました。

本件を認定することに反対の意見は、ごみ行政では、有料化にしても処理費に900万程度しか使えず、ごみ袋に水酸化アルミニウムの入った高額なものを使っている反面、事業系のごみはブルーや黒のごみ袋を使い、分別されていないことなど、大きな矛盾が生じている。また、公共事業の落札率が高過ぎる。少しでも下がれば、財政にも多大な影響があり、住民皆さんの税金が効率的に使われることになると考えている。今、まさに入札制度の改善の必要に迫られているというものでした。

本件を認定することに賛成の意見は、行政効果が上げられたか、最小のコストで最大の効果が発揮出来たかなどに着目し審査をした結果、当初の目的どおり執行されたものとする。地方分権、三位一体の改革など大きなうねりの中で、自治体の自主性、社会経済の動向、機能的、弾力的な行政運営に細心の注意を払い、各委員からの指摘を十分

くみ取り、今後の運営に当たられることを要望するというものでした。

討論の後、挙手による表決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、満場一致で認定すべきものと決しました。

続いて、認定第4号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論となりました。

本件を認定することに反対の意見は、300億円以上の事業において高い落札率が続いている。他の改善を実施してきた自治体に比べて、まだまだ高い水準だと考える。住民から不満が寄せられている加入負担金制度も、7億7,000万円の一般財源分を住民に負担させるのではなく、落札率を下げることによって賄える金額であると考え。環境問題など下水道事業そのものに反対するものではないが、住民皆さんに理解、認識していただき、多くの方に下水道をつないでもらうには、この問題が大きなネックとなっていると考えている。

本件を認定することに賛成の意見は、多額の費用と長い年月を必要とする事業ですが、平成18年度決算においても、必要な財源である国庫補助金も確保され、適正に執行されている。入札についても、副町長をトップに研究をされており、接続件数についても順調に伸びてきている。加入負担金についても、取る取らないの議論から始まり、金額も相当な議会とのやりとりの上に決定したものと認識している。今後も、整備促進について、効率的な整備、接続率の向上に努められたいというものでした。

討論の後、挙手による表決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、満場一致で認定すべきものと決しました。

以上が、本会議より当委員会に付託を受けました議案の審査結果の概要です。3日間にわたる長時間の審査を行っておりますので、理事者の答弁をはじめ質問者の質疑意見の詳細につきましては、会議録に整理をいたしますので、ご覧いただきますようお願いをいたしまして報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第29号 斑鳩町公告式条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第29号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第30号 政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第30号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第31号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、議案第31号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

今回の改正は、国の保育料値上げに伴って行われるものですが、この改正によって斑鳩町では、120世帯に対して27万1,200円が値上げとなります。このわずかな値上げが、どうして今必要なのでしょうか。

近年、少子化に歯止めがかからない中、様々な子育て応援の施策が行われています。斑鳩町でも、一昨年、次世代育成支援行動計画を策定し、町全体で子育て応援の環境づくりを進めていただいているところです。

現在、少子化に歯止めがかからない理由の一つには、ご存じのように、今、子育てにお金がかかり過ぎるとというのが一番の大きな問題です。今の若い世代は、ほとんどの家庭が共働きであり、また核家族化が進んでいる現在において、保育所の果たす役割は非常に重要なものがあります。以前には、保育料引き下げの声が強く、住民運動もあったというようなことをお聞きしております。そうした住民からの声があるにもかかわらず、

今回、国の示すうちの半分とはいえ、町が値上げをするということについては、残念ではありません。

また、斑鳩町ではそうされていませんが、国の方は毎年保育料の値上げを行ってきています。こうした値上げは、保育料だけでなく、年金や障害者自立支援法にも示されるように、今、色々な福祉の分野で毎年料金の値上げや応能負担が応益負担に変えられたことによって、負担能力を超えた負担増を押しつけられるなど、社会保障全体が根底から破壊されようとしています。

私たちは、住民福祉の向上に責任を持つ地方自治体の立場から、この国がやろうとしている社会保障の破壊を絶対に許してはならないと考えます。地方自治体として出来る最善の対策をとっていただきますよう、強く要望いたします。

また、急激な経済状態悪化の対応につきましても、万全を期していただきたいと思えます。

さらに、厚生常任委員会でも議論がありましたが、今回の値上げについては、保育所運営委員会に対して事後報告的な形になってしまうということについては、順番が逆であると思います。まず、保護者に説明し、保育所運営委員会等でしっかりと協議を行った上で議会に提案されるべきではないでしょうか。保育所運営委員会です承が得られていないのに議会がそれを承認する、議案を可決するということについては、いかがなものかと思えます。

また、総括質疑でもお尋ねしましたが、保育料金の階層設定については、3歳児以上では、第5階層の2から第7階層までが同じ金額になっており、これでは高額所得者に対して応分の負担になっていないのではないかと。3歳児未満児のこのような料金設定にすれば、もっと所得に応じた負担率になるのではないのでしょうか。そもそも、国庫補助金から一般財源化し、応能負担を原則として保育料設定も多段階としていたものを圧縮する、また先ほども申しましたように、応益負担といって毎年保育料を上げるという国のやり方自体が許せませんが、今後その料金設定について、もう法律等で決まっていることで何とも出来ないのか、それとも改善の余地があるのか、ぜひ自治事務として斑鳩町らしいやり方が出来ないものか研究していただきますよう強く要望いたしまして、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 議案第31号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、国の改正ではなく斑鳩町の条例改正について、賛成の立場から意見を申し述べます。

斑鳩町の保育料につきましては、国の保育所徴収金基準額を85%に減額されていること、所得割、階層区分につきましても、国の7階層区分を10階層区分に細分化し実施されていること、過去2年間は保育料を据え置かれていることなど、保護者の経済的負担を軽減することに努力されてこられました。

今回、改正される保育料は、所得金額による10階層区分の高所得層上位から5階層までの保護者に対するもので、本来は最大で月400円のを、50%減額の最大月200円の負担額の改正であります。今までの経緯や、改正後も最大で月200円ほどの負担額、しかも所得階層区分割の上位から5番目までの対象であることを考慮し、今回の改正につきましても理解出来るものであります。

私としましては、斑鳩町の保育所運営につきましては、ある程度多様な保育ニーズに対応はしておられると思っておりますが、あわ保育園において土曜日の保育時間の延長の要望が非常に多いこと、また、たつた保育園におきましては、園児の送迎の自家用車の駐車により、登下校時の児童の安全が脅かされていること、そして近隣住民からの苦情も多く、そのための駐車場の確保が急務であることなど、まだまだ早急に対処すべきことは多々あると感じています。

これらの対応を含め、今後も就労と育児の両立支援、子育て支援の拠点として、さらなる保育所運営の充実を図られることを切望いたしまして、賛成意見といたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第31号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第32号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第32号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第33号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第33号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第34号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第34号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第35号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第35号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第36号 平成19年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第36号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第37号 斑鳩町土地開発公社定款の一部を変更する定款についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第37号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第38号 三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第38号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第39号 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第39号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第40号 斑鳩町公共下水道施設を平群町住民の利用に供することについてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第40号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、認定第2号 平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、認定第2号 平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、平成18年度の決算を見る中では、今回も地方交付税が3億3,195万9,000円と大きく減らされており、真に地方分権の確立を図ろうとするならば、まず国、県が費用的にも責任を果たしていただかなければならないという点で、大きな問題があるということを最初に申し上げておきたいと思います。

また、こうした厳しい財政状況の中においても、町としていかにして住民要望を実現できたのか、またコスト削減や対費用効果について意識的な取り組みが行われているか、さらには住民参加のまちづくりという視点から、町が行っている施策がどれだけ住民に理解されているか、また予算編成の段階で指摘された問題について改善がなされているか、こういった点に着目して主な点について申し上げたいと思います。

まず最初に、住民基本台帳ネットワークシステムですが、毎回指摘をさせていただいておりますが、国から言われてやっている事業ですが、18年度の発行件数も44件と非常に少ない件数しかなく、1件当たりの費用が12万9,531円もかかっていることについては、問題があると考えます。決算審査特別委員会の中で、今後新たな取り組みが行われるという説明がありましたので、より効果的な取り組みとなるよう期待したいと思いますが、一定の経過を見る中で効果が少ないと判断した時は、このまま高いコストをかけて運営するよりも町独自で決断し廃止をするということも検討すべきではないかと考えますので、ぜひご検討いただきますよう強く要望いたします。

次に、人事評価システムについてですが、これは委員会でも指摘がありましたように、18年度では不用額として計上されており、実際には執行されておりませんが、以前にも申し上げましたが、評価について、公平性が確保出来ない限り導入すべきではないと考えますので、あえて申し上げておきたいと思います。

また、生駒郡町村会との連携ということで792万円、さらには広域行政の推進では120万8,000円が計上されていますが、それらの存在や取り組み自体を否定するものではありませんが、お金の流れが非常にわかりづらい、チェックをしにくい面があります。この一旦町から負担金なり補助金なりという形で広域などの連絡会にお金が入って、さらにそこから別の団体へまた補助金として出ていくという形ではなく、各団体に対して町から直接補助金を出すというシステムに改めるべきではないか、その方が議会としてもチェックしやすいですし、住民から見ても、わかりやすい、理解されやすいと考えますので、指摘をしておきたいと思います。

次に、人権研修に対する取り組みですが、これは毎回指摘をさせていただいてきましたが、平成17年度と比べて、特定の団体が主催する研修会への職員の派遣数は減っており、それについては評価をさせていただいております。今後も、より公平な観点から、偏った取り組みにならないようさらに努めていただきますよう要望いたします。

次に、法隆寺駅舎周辺整備事業では、予算審査の段階でも、事業に対して住民から疑

問の声があり、町としてそのことを認識されていないと指摘がされています。駅舎改築の協定を結ぶ際には、バリアフリーの観点から事業そのものは必要であると判断し賛成いたしました。また、いまだに町全体を見ると、広く住民の皆さんから理解されていない面が強く、これまで申し上げてきたように、バリアフリーのまちづくりとして、駅を含めて町全体のバリアフリー基本構想を策定するなど、住民に対して説明責任を果たしていただきたいと思っております。

また、今後の事業展開として、県道高田斑鳩線に抜けるための大型道路については、住民の皆さんからも、三代川沿いの道路も拡幅予定であることから、本当に必要なのか、どちらか一つに出来るのではないかとの意見もあり、厳しい財政状況でもあることから、大きな費用を伴う事業については、特に慎重な対応が必要であると申し上げておきたいと思っております。

また、こうした大型事業の見直しを行うことで財源を生み出し、福祉施策をはじめとする住民要望の実現のために予算を配分していくべきだと考えます。

加えて、（仮称）総合福祉会館について、これは事業に反対ではありませんが、財政が厳しいということで、なぜ、今、総合福祉会館が必要なのかという点において、広く町民全体が理解出来るよう、今後より丁寧な説明が必要だと考えますので、要望をしておきたいと思っております。

次に、いかるがパークウェイについては、いまだに反対住民の声も強く、計画見直しの検討も含めて、その対応については、住民合意を基本とするよう強く要望いたします。

次に、「なかま」の本についてですが、これまでずっと指摘をしてきましたように、町と県とで費用折半し全員に配布するという形ではなく、他の副読本と同じように、1学年で1クラス分40冊程度にするなど、もっと効率的な活用が出来るのではないのでしょうか。これについては、ずっと指摘をしてきましたが、町の姿勢が変わらないという点については、厳しく指摘をしておきたいと思っております。

以上、主な点について挙げさせていただきました。このほかにも、懸案となっている事項、特にここ数年の集中豪雨による水害対策として、メインとなる三代川の改修については、進捗を見せてはいるものの、早急な対応が求められることから、県の事業ではありますが、県と連携して早期に改修を進めていただきたい。また、三代川だけでなく、部分的に水つきする箇所や、現在の集中豪雨の状況からすると、三代川改修だけでは追いつかない部分の豪雨対策についても研究し、町内での被害を最小限にする努力

をお願いいたします。

また、審査の中では、町として努力いただいている点もあり、そうしたところについては評価させていただいていることもあわせて申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を認定することに賛成の議員の意見を求めます。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、認定第2号 平成18年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。

今、時代の変化は激しく、急速な少子高齢化、また人口減少社会の到来という中において、乗り越えるための施策が求められている。増大する社会保障費用に関することから、未来を担う子どもたちの教育、地震、災害、治安への不安など、安全安心社会の確保、また地球環境を脅かす地球温暖化対策、財政健全化など待ったなしの状況となっている。財政事情が厳しい中で、いかにして住民の福祉や暮らしを守り、着実に未来を開く新施策を生み出し、住民の皆さんの期待にこたえる意欲的な姿勢と実行ある行動が、今、求められている。

本町においては、このような背景の中、直面する課題に果敢に挑戦すると共に、重点施策の着実な推進を図り、積極的に取り組んでこられました。

その主な取り組みについて申し上げますと、まず初めに、懸案であった待望のJR法隆寺駅舎橋上化事業が竣工し、世界的文化遺産法隆寺のあるまちにふさわしいバリアフリーの整った橋上駅舎と南北自由通路が開通、現在、周辺整備事業が進められている。また、斑鳩町（仮称）総合福祉会館の建設については、福祉、保健の拠点となる施設を目指し、建設用地の確保や実施設計を行い、平成20年度初めの完成を目指し、現在順調に工事が進められている。

さらに、各施策の取り組みでは、社会保障への対応として、介護保険法の改正により全面的な見直しが行われ、これまで一般会計で実施されてきた保健事業や老人福祉事業の一部を介護保険制度の中で再編成され、高齢者福祉の充実に努められている。また、障害者福祉では、障害者自立支援法が施行される中、ハンディキャップの有無にかかわらず、誰もが住みなれた地域や家庭で安心して助け合いながら暮らせるまちづくりを目指し、新制度の円滑な施行の推進を図られている。

次に、教育、人づくりの充実ににおいては、子どもを取り巻く環境は、いじめ、不登校

等の問題行動をはじめ、児童生徒の安全確保、さらに学力低下への懸念など様々な問題が提起される中、学校教育においては、地域や家庭が連携しながら、学校の教育向上を目指し、信頼され魅力ある学校づくりを進められている。また、子どもたちの安全確保を図るため、AEDの設置や学校校舎耐震補強工事等に取り組んでいる。

また、地域文化の保存と創造では、歴史文化の保全・継承として、発掘調査以来期待されている史跡藤ノ木古墳の石室、墳丘の整備工事に着手、史跡中宮寺跡の公有化、また（仮称）文化財保存センターの公有化及び建設に係る実施設計に取り組まれている。

次に、防災、防犯では、簡易組立トイレ、照明器具、非常食、毛布等の災害物資の計画的な備蓄を図ると共に、集中豪雨や台風の上陸による水害や土砂災害に的確に避難誘導が出来るよう、浸水想定区域や避難場所を示した洪水ハザードマップを作成し、風水害時の被害軽減、災害発生時の対応についての充実を図っている。また、犯罪を未然に防ぐため、行政、町民、関係機関が一体となり、児童生徒の下校時を中心に青色パトロール活動を実施することにより、安全で住みよい地域の安全確保に努められている。

環境保全の推進では、環境問題に対する住民意識の向上と知識の習得を促進するため、親子環境教室、環境問題学習会などを実施。また、NPO団体に地球温暖化防止事業の一部を委託し、その活動を支援すると共に、人材、組織の教育に努めている。また、「行政が率先して取り組む」といったテーマでは、環境マネジメントシステムの見直しを図り、さらに行政活動における地球環境負荷低減を図った結果、外部の審査機関による定期審査では、本町のシステムはさらに向上しているとの評価を得ている。

次に、観光の振興では、本年3月にJR法隆寺駅に観光案内所を設置すると共に、ユニバーサルデザインや外国語表記の観光サインの整備、観光自動車駐車場内公衆トイレのバリアフリー化等の改修を行うなど、一層の観光案内等の充実に取り組んでいる。

以上、一般会計決算における主な取り組みの一端について述べさせていただきました。町として、冒頭に申し上げました、今般の社会を取り巻く情勢下において、住民の要請にこたえと共に、住民福祉の向上を図り、さらなる諸施策の推進に真剣に取り組まれてきたものと私は高く評価いたします。

最後に、決算審査特別委員会での各委員からの厳しいご指摘や意見、そして定期監査結果報告で述べられてきた監査委員からの意見については、町長をはじめ職員一人ひとりが真摯に受け止められ、住民の生活者の目線を忘れることなく、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう期待いたしまして、私の賛成意見といたします。議員の皆様

方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって認定第2号については、賛成多数で認定いたされました。

続いて、認定第3号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって認定第3号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第4号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって認定第4号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第5号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって認定第5号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対の議員の意見を求めます。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 認定第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を申し述べたいと思います。

今、町民皆さんの中で、色々意見を聞く中では、下水道事業に対して色々なご不満があります。まず一番多いのは、なぜ町は地元説明会で、公共下水道本管工事と公共枡までは町が負担し、町民皆さんには敷地内の排水設備工事と毎月の下水道負担金が町民皆さんの負担だと説明をしているのに、なぜ下水道本管や公共枡に充当される受益者負担金10万円を町民から徴収するのか。あるいは、選挙の時には、住民が主役のまちづくりをいたしますと、あるいは住民の声を議会に届けますと言いながら、下水道事業について聞くと、議会の議決があるので変えられないと平気で説明する議員がいる、どちらを向いて仕事をしているのかと。一旦決まったら変えられないとするなら、議会なんか必要ないと。第一、毎回議会で条例や要綱の改正をしているではないかというような声もあります。

私は、住民皆さんの視点でこの事業について再度考えてみたいと思うんですが、これまで町が建設してきた斑鳩中央体育館、いかるがホール、法隆寺橋上駅舎や、現在建設中の総合福祉会館等の公共事業は、一般財源、国補助金、町起債で施工していますが、町民がそれを利用して利益を得るからといって、工事の一部、一般財源を町民に受益者負担を課せていません。ところが、将来においてほとんどの町民が利用する公共下水道事業の工事費の一部を一般財源として一律10万円を住民に負担させています。これは、やっぱり他の公共事業と同様に町が負担していく事業ではないでしょうか。

実際に、私はこの加入負担金について、そもそも下水道事業の加入負担金、これは利益を得る者に負担をしてもらんだということで説明しているが、下水道事業の利益を得るといのは誰かということ上下水道部長に尋ねました。すると、上下水道部長は、それは下水道を利用する住民だと回答しています。ところが、実際には、一戸建てが10万円、あるいは分譲マンションはその戸数割、あるいはアパートについては全くなしという、実際にこの制度そのものが理にかなってない制度であるということの証明が出来るのではないかなと思います。

次に、問題なのは、下水道事業費の落札率の高さであります。町は、常々、事業については、住民に応分の負担をしてもらいます。応分の負担をするというのは、当然それを利用する下水道料金ということになるんですが、結局は事業費の高さは、すべて町民に多くこれからものしかかってくるわけでありまして。この事業費の削減には、入札制度の改革は最重要課題であると思いますが、全くそれについては、これまで手をつけておられません。それをせずに、住民に過大な負担をするのはおかしいのではないかなとい

うふうに思います。

実際、私自身も、平成3年から18年度まで1,000万以上の公共下水道の落札率を聞きましたが、事業費約100億のうちで、100%というのもありましたし、95%以上、あるいは90%以上と、これはやっぱり、今、問題になってます奈良市や生駒市のこの改革をして落札率を低下した、新聞にも載ってましたが、このようなこととは大きな違いがあります。私は、住民に負担をする前に、まず町が精一杯の努力をし、それでも出来ないんだというそういう証明がされた時に初めて次に住民という形に移るのではないかなと思います。そのやり方自身が、私は余りにも住民皆さんの理解を得るには至ってないように思います。

よって、今回の決算については、反対をさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を認定することに賛成の議員の意見を求めます。1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、認定第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

斑鳩町の公共下水道事業は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に向け、平成3年度から事業に着手され、その後14年の歳月を経て平成17年3月末に使用が開始されたところであります。幸いに、使用開始以後は、接続件数も順調に伸びていると報告されているところですが、他の市町村に比べまだまだ整備率が低いのが現状であります。

公共下水道の整備は、快適な文化生活を営む上でのバロメーターであると言われております。快適で住みよいまちづくりのため、ぜひとも推進しなければならない事業であると考えております。

また、公共下水道の整備には多額の費用と長い年月を要するものでありますが、平成18年度決算においても、貴重な財源である国庫補助金等も確保され、適正に執行されているところであります。

さらに、担当常任委員会にも、公共下水道事業の決算状況及び財政推計が示され、整備促進についても慎重に検討され、効率的な整備を目指されていると考えております。今後も、貴重な財源であります国庫補助金の確保や、使用料収入の増加を図り、また住民のご理解をいただき、接続率の向上が得られるようなさらなる啓発に努められることを要望し、私の賛成意見とさせていただきます。議員の皆様のご賛同をよろしくお願い

いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって認定第6号については、賛成多数で認定いたされました。

続いて、認定第7号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって認定第7号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第8号 町道認定及び路線変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって認定第8号については、満場一致で認定いたされました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、発議第7号 割賦販売法の改正を求める意見書について、追加日程2、発議第8号 後期高齢者医療制度実施についての意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって追加日程1、発議第7号 割賦販売法の改正を求める意見書について、追加日程2、発議第8号 後期高齢者医療制度実施についての意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、発議第7号 割賦販売法の改正を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。13番、里川委員長。

○議会運営委員長（里川宜志子君） 発議第7号につきまして、まず議案書を朗読させていただきます。

発議第7号

割賦販売法の改正を求める意見書について

標記について、地方自治法第109条第7項の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年9月26日提出

議会運営委員会

委員長 里川 宜志子

これにつきましては、昨年地方自治法が改正になりまして、これまで委員会発議が来なかったものを、今回当議会で初めて委員会発議という取り扱いをさせていただくことになった案件でございます。

内容につきましての説明をさせていただきます。

これにつきましては、「奈良クレジット・サラ金・悪徳商法被害をなくす会」からの要請文書に基づくものです。これにつきましては、前回にも金利の件につきまして要請文をいただき、その時にも当議会として意見書の提案をさせていただき、全会一致で皆様にご賛同をいただき、関係各所に意見書を提出させていただいたという経過のあるものでございますが、今回は、内容につきまして、前回と同じく、グレーゾーンの部分や、この法の抜け道、こういうことを今後許してはならないという思いというものは同じであるというふうに考えております。そして、さらに、お年寄りなどがクレジットなどによりまして多額の借金をさせられてしまう、知らないうちに業者に色々だまされてしまったりということで、このクレジットのあり方、そして色々な業者が割賦販売について、お年寄りや、また学生、色々なことをわからないそういった方々に対しての被害がたくさん出ていることを防止していきたい、この思いでこの「なくす会」の方から要請文を受け取りました。

これにつきましては、議会運営委員会で議論をさせていただき、先ほど全員協議会で皆様に私の方から協議した内容についてはお知らせしたとおりでございますので、議会運営委員会として提案しますこの意見書につきまして、どうぞ皆様のご賛同をしていただけますように心からお願いを申し上げます。

意見書の読み上げにつきましては、今回は省略をさせていただきます。既に皆様にこの要請文書お配りをさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。どう

か議員皆様のご理解賜りまして、ご賛同をいただきますよう心からお願いを申し上げまして提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって発議第7号については、満場一致をもって可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第7号の可決により、要請第2号については採択されたものとみなします。

次に、追加日程2、発議第8号 後期高齢者医療制度実施についての意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、提案説明をさせていただきます。

発議第8号

後期高齢者医療制度実施についての意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年9月26日提出

議会議員

里 川 宜志子

木 澤 正 男

それでは、意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。

後期高齢者医療制度実施についての意見書

2008年4月から現行の「老人保健制度」を廃止し、75歳以上の高齢者を対象にした「後期高齢者医療制度」が発足する。

制度発足に当たりいくつかの問題点を指摘し、制度実施前に充分検討されることを要望するものである。

第1に、75歳以上は全員、一人ひとりが保険料を負担することになる。従前までは家族の扶養家族に入っていれば保険料負担はなかったが、今後はまるまる負担になる。

第2に、新たな保険料の負担額は一人平均6千円を超えと言われ、しかも年金からの天引きとなる。既存の介護保険料一人当たり平均4千円分と合わせると月額平均1万

円以上を天引きされる。また、年金が月1万5千円未満の低収入者の場合で保険料を払えない場合は、保険証取上げ対象となり「資格証明書」が発行され、診療機会が制限されると、高齢者ほど慢性患者と複合診療が多く病状を悪化させる恐れがある。

第3に、75歳以上高齢者を対象とする以上、今後も高齢者が増え続け保険料も自動的に引き上げられる仕組みとなっており、ますます支払い困窮者が生まれる。

第4に、国保運営協議会には、被保険者を代表する委員が存在しますが、後期高齢者医療制度では、意見を直接反映する場がない。

第5に、高齢者の「心身の特性を考慮する」として、診療報酬体系を別建てにし、報酬額を固定する動きがあり、「年齢区分」で医療制度をつくるという世界でも例がない最悪の制度である。

これらの事柄から、奈良県後期高齢者医療広域連合においては次の点について対策を講じるよう要望する。

記

1. 保険料負担は高齢者の生活実態を反映した支払い可能な金額とすること。
2. 低所得者に対する広域連合独自の減免制度を実施すること。
3. 保険料滞納者に対する「資格証明書」の発行は行わないこと。
4. 高齢者をはじめ住民の意思が反映できる場を設けること。
5. 高齢者が安心して医療が受けられるよう関係機関に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月26日

奈良県斑鳩町議会

この件につきましては、先日、9月20日に政府の方から一定の対策が発表されておりますが、まだまだ不十分なものであり、今後、斑鳩町としても町内に住む後期高齢者の皆様の健康と命にかかわる重大な問題であると思っております。そういった点につきましては、ぜひ意見書を提出し、後期高齢者の皆様の健康、暮らし、命を守るため、議員皆様、ぜひこの意見書の採択にご賛同いただきますようお願いいたしまして、私の提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） それでは、発議第8号 後期高齢者医療制度の実施についての意見書に対して、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

少子高齢化の進展に伴い、高齢者の医療費は、国民全体の医療費のおよそ3分の1を占めるようになり、今後も増大することが予想されています。また、高齢者の方は、その生理的な衰えや日常生活動作能力の低下による症状が増加すると共に、生活習慣病と、それに付随した疾患を中心に入院加療が増加するといった特性があり、高齢者にふさわしい医療を提供することが求められています。

こうした状況の中で、高齢者が将来にわたって安心して医療が受けられるようにするために、国民皆保険を維持しつつ、増大する高齢者の医療費を安定的に賄う制度の構築が課題となり、このたび、後期高齢者医療制度が創設されました。

この制度では、これまでの老人保健制度とは違い、保険料の決定と医療給付を同じ運営主体が受け持つものとし、また現役世代と高齢者世代の負担を明確にするなど、公平でわかりやすい制度とするよう工夫がなされております。また、その運営主体についても、都道府県単位の広域化することによって、安定的な財政の運営を図ることとされたところであります。

このように、後期高齢者医療制度の創設においては、国においても十分論議が進められてきたものと考えております。実務においては、診療報酬などについては、最善の方法を目指し、専門家による審議が重ねられているところであり、また被保険者の負担についても、新政権において改めて論議が行われるようにも聞いております。現在、限られた時間の中で、広域連合などが制度開始に向けた準備に全勢力を傾けられているところであり、また広域連合議会でのチェックも行われております。現段階での意見書の提出については、特段の必要がないものと考えております。

このことから、今回の意見書提出には反対であるとの立場を申し上げる次第であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 発議第8号 後期高齢者医療制度実施についての意見書について、採択に賛成の立場から意見を申し上げます。

ただいま反対の意見を述べられましたその意見をお聞きしていて、大変驚きました。この後期高齢者医療制度には本当にたくさん問題点があるのに、制度そのものを絶賛

されていることに驚いています。そのことをまず言わせていただいております。私は、既に問題意識を持ち、ずっと一般質問を続けてきております。

そもそも、この後期高齢者医療制度の立ち上げというのは、先ほども申されましたが、高齢化社会に向けて国の負担を減らすためにどうすればいいのかというふうに国が考えてつくり出してきた制度です。そして、皆さん、考えてみてください。来年の4月から実施するといいいながら、今、まだ、75歳以上の方が保険料幾らになるか、奈良県の広域連合の負担費用幾らになるか全くわからない、そういう状態です。国は、十分に地方のことを考えているのであれば、こういう制度を立ち上げてきた時に、もっと早く地方の意見を聞いて、そして地方が早く準備出来るようにすべきです。これは、介護保険が始まる時も、障害者自立支援法が始まる時もこうでした。市町村は、たまらなかつたと思います。

職員たちはそういうことは言えないかも知れませんが、私は何度も何度も、近付いてきて、これはどうなっているのか、あれはどうなっているのかと聞いても聞いても、介護保険の時も障害者自立支援法の時も、わからない、まだ政省令が出ていない。こんなことを、国の負担を軽減するために、国が社会保障の責任をどんどんどんどん放棄していこう、地方分権といって地方に負担を負わせよう、応益負担といって個人に負担を負わせようということに応援の旗振りをするのは、私はとても出来ません。

そして、この後期高齢者医療は社会保障費を減らすためのものですが、さらに私たちに直接関係のある国民健康保険と連動しておりまして、皆さん方はご承知かとは思いますが、国民健康保険料の限度額も来年から変わらざるを得なくなってきました。この後期高齢者医療の支援分12万円とされておりますが、それが国民健康保険の医療分に上乗せされます。介護保険分の限度額9万円と共に上乗せをされていく。私たち現役世代にも大きな影響を受けております。そして、国民健康保険は介護保険の後どうだったでしょうか。介護分といって私たちは支払っているけれども、それ以上に介護給付費としての拠出金をたくさん出して、斑鳩町の国民健康保険税のあの特別会計の赤字を生む大きな原因になっているということも、絶対に忘れてはならない。国がこういう制度をつくり出してきて、そして地方を苦しめ、私たち住民を苦しめる、そういうことがないように、最低限の意見を私たちは広域連合に上げ、各広域連合から国へ上げていただくということを切望しております。

そして、先ほど反対者が申されました、広域連合での実施についても絶賛をされてお

りますが、私は広域連合の実施ということについても問題があるという立場をとってきました。これは、もしやるのであれば、奈良県そのものがすべきであって、広域連合というこういう形でやることは間違っていると思っております。

けれども、決まってしまった以上、広域連合に頑張ってもらわなければならない。だからこそ、広域連合にこの意見書を提案し、安心出来るものではありません、本当に来年の4月からと言いながら何も決まっていない、この制度がどうして安心出来る制度なのか。そういうふうに言えるということについて、私はとても理解が出来ないという思いでいっぱいです。地方議会として最小限の抵抗をしていきたい。そのことから、皆さんにもご賛同をいただいてこの意見書の提出をし、政府が出した凍結の骨子案というのは小手先のものであって、本当に部分的なものです。この後期高齢者医療制度が持つ本質的な部分は何も変わりません。

このことから、私は、どうしてもこの意見書を、他の地方議会でもたくさんのところが採択をされてます。これを提出して、そして少しでも斑鳩町の後期高齢者と言われる方々のための制度となるように、議会の議員として務めを果たしたいと思いましたが賛成をさせていただきました。議員皆様のご理解を賜りますよう心からお願いを申し上げます、賛成意見とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立少数であります。よって発議第8号については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、日程6、各常任委員会の先進地視察についてを議題といたします。

各常任委員長から各常任委員会の先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第121条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配付いたしております計画書のとおり先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって各常任委員長からの申し出は、満場

一致をもって承認いたされました。

続いて、日程7、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしく願いをいたします。

続いて、日程8、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしく願いを申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 閉会に当たり一言あいさつを申し上げます。

去る9月3日に、平成19年第4回町議会定例会を招集し、平成18年度一般会計・各特別会計決算認定を含め33議案を提出させていただいたところ、終始ご熱心にご審議をしていただきました結果、いずれの議案につきましても、原案どおりご承認を賜り、心より深く感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。

決算審査やそれぞれの議案においてご審議いただいた中でのご意見等や一般質問で賜りました貴重なご意見に対しましては、その内容を十分認識し、今後の行政運営に正し

く反映させてまいりたいと考えております。どうか議員皆様方には、引き続きよろしくご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年度もはや半ばとなり、本年度計画いたしました事務事業も順調に執行させていただいており、行政の円滑な推進のため、賜りましたご意見を十分踏まえ職員共々精一杯努力してまいる所存でありますので、議員皆様方には引き続きよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

今年は特に残暑厳しい気候でありましたが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって、平成19年第4回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後0時9分 閉会）